

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第199号
委託業務名称	長浜市キャッシュレス決済ポイント還元事業第4弾委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	長浜市とキャッシュレス決済事業者が官民協働でキャンペーンを実施する。一定期間に、市内の対象加盟店でキャッシュレス決済を活用して消費行動を行った際に、市が確保した原資を基にしたポイント還元を実施するとともに、キャッシュレス決済の利用促進にかかる啓発を行うもの。
履行期間	令和4年10月1日 から 令和4年11月30日
契約年月日	令和4年7月29日
契約額(税込)	①PayPayサービスを利用して支払った決済金額の20%相当額 (1回あたりの付与上限1,000円相当、1か月付与上限額10,000円相当) ②本件キャンペーンのプロモーションに関する費用
契約の相手方	[所在地又は住所] 東京都千代田区紀尾井町1番3号 [商号又は名称] PayPay株式会社
契約相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・対象店舗を事業規模及び業種で選定することが可能である。 ・ユーザー数、アクティブユーザー比率が最も高い事業者である。 ・これまで3度キャンペーンを行っており、多くの店舗がPayPayを導入しているため、新たな契約手続き等が不要。また、市民(特に高齢者)にも利用方法が一定周知されているなど、店舗、市民、行政ともに少ない負担で高い経済効果が期待できる。 ・他のキャッシュレス事業者と比較して決済手数料が安価であり、店舗への負担が少ない。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>